

Hachioji MAIL NEWS



輸送サービス労組八王子地本



ホームページ

2023.07.25

No.007



Twitter

申2号 立川営業統括センター内で発生した賃金未払いの原因を明らかにし、社員が安心して働ける職場の実現を求める申し入れ 提出！

2022年3月12日のダイヤ改正時に「柔軟な働き方の実現」「活躍フィールドの拡大」などを目的にして営業統括センターが発足しました。2022年7月以降に立川営業統括センターへ異動となった社員と相互運用を行っている社員に対して、「経過措置（通勤超勤）」が支払われていない事象が発覚しました。そもそもこの通勤超勤のあり方について会社からの丁寧な説明がありませんでした。営業統括センター化以降、相互運用で複数の駅での勤務を行いながらも鉄道の安全と輸送サービスの提供に努めてきました。しかし7月中旬になって通勤超勤が支払われていない社員に対して説明が行われ、7月25日の給与支払い時に清算が行われましたが、社員全体への説明も一切行われず、私たちの賃金は大丈夫なのか？等、多くの不安の声があがっています。

したがって下記の通り申し入れを行いました。

1. 今回の事象に対する原因と対象者数を明らかにし、原因究明と再発防止策を講じること。
2. 全社員に対して事象の説明を行い、安心して働ける職場をつくること。

就業規則 賃金規定より抜粋 附則(2022年7月4日人達第12号)

3 2022年3月12日以降2025年3月31日までの間に統括センター及び営業統括センターに勤務する者(移動時間を要する出面が必要な担務に従事する場合に限る。)については、統括センター及び営業統括センターの拠点箇所から出面が必要な各担務への移動時間(列車での移動時間に限る。)を合算し、さらに2で乗じた時間数を、専ら変形・交代勤務にて勤務する社員(移動時間を要する出面が必要な担務に従事する場合に限る。)については出面が必要な担務日数(いわゆる非番を含む。乗務員行路数含む。)にて除し、さらに2で除した時間数(1分未満の端数が生じた場合は、1分に切り上げる。)に統括センター及び営業統括センター所属当時の第109号第2号に規定するB単価を乗じ、さらに21を乗じた額(50銭以上は1円に切り上げ、50銭未満は切り捨てる。)を次の各号の算式により計算し経過措置として支給する。なお、100円未満の端数が生じた時は、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てる。

- (1) 2022年3月12日以降2023年3月31日までの間については、計算額に80/100を乗じた額
- (2) 2023年4月1日以降2024年3月31日までの間については、計算額に50/100を乗じた額
- (3) 2024年4月1日以降2025年3月31日までの間については、計算額に20/100を乗じた額

現場が施策実施に翻弄され、その速度に追い付いていないことの証左だ。

対処ではなく、徹底的な原因究明と確実な再発防止策の実施による正しい支払いを